

令和5年第1回

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議案参考資料

愛知県後期高齢者医療広域連合

目 次

議案第1号関係	令和4年度一般会計補正予算(第3号)について	1
議案第2号関係	令和4年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について . .	5
議案第3号関係	権利の放棄について	13
議案第4号関係	個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	15
議案第5号関係	管理監督職勤務上限年齢制に関する条例の制定について	35
議案第6号関係	職員の給与に関する条例等の一部改正について	45
議案第7号関係	後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	61
議案第8号・議案第9号関係	令和5年度当初予算について	65

令和4年度一般会計補正予算(第3号)について

1 概要

(千円)

補正前の額	補正額	補正後の額
2,423,286	△6,547	2,416,739

2 歳入歳出補正額総括表

[歳入]

(千円)

科 目	補正額	節		説 明
		区 分	金 額	
(款)1 分担金及び負担金 (項)1 負担金 (目)1 市町村負担金	△45,117	1 事務費負担金	△45,117	事務費負担金(①)
(款)2 国庫支出金 (項)1 国庫補助金 (目)1 民生費補助金	△8,712	1 老人福祉費補助金	△8,712	調整交付金(②)
(款)5 繰越金 (項)1 繰越金 (目)1 繰越金	47,282	1 前年度繰越金	47,282	繰越金(③)
歳入補正額計	△6,547			

[歳出]

(千円)

科 目	補正額	財 源		節		説 明
		特定財源	一般財源	区 分	金 額	
(款)2 総務費 (項)1 総務管理費 (目)1 一般管理費	△6,548	国県支出金 △8,712	2,164	12 委託料	△6,548	一般管理事務費(④) 438 啓発費(⑤) △6,986
(款)3 民生費 (項)1 社会福祉費 (目)1 老人福祉費	1	0	1	22 償還金、 利子及び 割付料	1	償還金(⑥)
歳出補正額計	△6,547	国県支出金 △8,712	2,165			

3 補正内容事項別説明

[歳入]

〔(款)1 分担金及び負担金 (項)1 負担金 (目)1 市町村負担金〕

① 事務費負担金 △45,117 千円

歳入予算における前年度繰越金の増額補正等に伴い、市町村の事務費負担金を減額するもの

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
1 事務費負担金	1,412,484	△45,117	1,367,367

〔(款)2 国庫支出金 (項)1 国庫補助金 (目)1 民生費補助金〕

② 調整交付金 △8,712 千円

ホームページのリニューアル業務について、令和4年度の実施を見送ることとしたため、当該業務に要する費用の減額補正に併せて、当該費用の財源として歳入予算に計上していた調整交付金を減額するもの

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
1 老人福祉費補助金	908,991	△8,712	900,279

〔(款)5 繰越金 (項)1 繰越金 (目)1 繰越金〕

③ 繰越金 47,282 千円

令和3年度決算における歳入歳出差引額が、令和4年度歳入予算における前年度繰越金の額を上回ったため、その差額を増額するもの

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
1 前年度繰越金	95,099	47,282	142,381

[歳出]

[(款)2 総務費 (項)1 総務管理費 (目)1 一般管理費]

委託料について、一般管理事務費における増額及び啓発費における減額をするもの
(千円)

節 (事業名)	補正前の額	補正額	計
12 委託料 (一般管理事務費) (啓発費)	240,189	△6,548 (438) (△6,986)	233,641

④ 一般管理事務費 438 千円

例規整備支援業務委託について、例規の制定・改廃件数が当初の見込みを上回り、例規データの更新に要する費用の不足が見込まれるため、所要額を増額するもの

⑤ 啓発費 △6,986 千円

ホームページのリニューアル業務について、令和4年度の実施を見送ることとしたため、当該業務に要する費用について、ホームページ保守・更新に要する費用の不足額に流用する金額を除き、減額するもの

[(款)3 民生費 (項)1 社会福祉費 (目)1 老人福祉費]

⑥ 償還金 1 千円

令和3年度調整交付金の超過交付額を返還するため令和4年度補正予算(第2号)で措置した償還金について、返還所要額に不足していたため、当該不足額を増額するもの
(千円)

節	補正前の額	補正額	計
12 償還金、利子及び割引料	25,099	1	25,100

令和4年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

1 概要

(千円)

補正前の額	補正額	補正後の額
945,793,453	16,275,943	962,069,396

2 歳入歳出補正額総括表

[歳入]

(千円)

科目	補正額	節		説明
		区分	金額	
(款)1 市町村支出金 (項)1 市町村負担金 (目)1 保険料等負担金 (目)2 療養給付費負担金	△52,911 473,826	1 保険料等負担金 1 現年度分	△52,911 473,826	保険料等負担金(①) 療養給付費負担金現年度分(②)
(款)2 国庫支出金 (項)1 国庫負担金 (目)1 療養給付費負担金 (目)2 高額医療費負担金	1,421,479 374,335	1 現年度分 1 高額医療費負担金	1,421,479 374,335	療養給付費負担金現年度分(③) 高額医療費負担金(④)
(項)2 国庫補助金 (目)2 調整交付金	430,013	1 調整交付金	430,013	調整交付金(⑤)
(款)3 県支出金 (項)1 県負担金 (目)1 療養給付費負担金 (目)2 高額医療費負担金	473,826 374,335	1 現年度分 1 高額医療費負担金	473,826 374,335	療養給付費負担金現年度分(⑥) 高額医療費負担金(⑦)
(款)4 支払基金交付金 (項)1 支払基金交付金 (目)1 後期高齢者交付金	3,846,114	1 現年度分	3,846,114	後期高齢者交付金現年度分(⑧)
(款)8 繰越金 (項)1 繰越金 (目)1 繰越金	8,934,920	1 前年度繰越金	8,934,920	前年度繰越金(⑨)
(款)11 財産収入(新設) (項)1 財産運用収入 (目)1 利子及び配当金	6	1 基金利子	6	財政調整基金利子(⑩)
歳入補正合計	16,275,943			

[歳出]

(千円)

科 目	補 正 額	補正額の財源内訳		節		説 明
		特定財源	一般財源	区 分	金 額	
(款)1 保険給付費 (項)1 療養諸費 (目)1 療養給付費	6,237,235	国県支出金 2,603,460 その他 3,556,036	77,739	18負担金、補助 及び交付金	6,237,235	療 養 給 付 費 (⑪)
	(財源更正)	国県支出金 52,911	△52,911			
(項)2 高額療養諸費 (目)1 高額療養費	1,339,876	国県支出金 398,444 その他 763,904	177,528	18負担金、補助 及び交付金	1,339,876	高 額 療 養 費 (⑫)
(項)3 その他医療給付費 (目)1 葬祭費	163,150	0	163,150	18負担金、補助 及び交付金	163,150	葬 祭 費 (⑬)
(目)2 傷病手当金	1,907	国県支出金 1,907	0	18負担金、補助 及び交付金	1,907	傷 病 手 当 金 (⑭)
(款)3 特別高額医療費共同 事業拠出金 (項)1 特別高額医療費共 同事業拠出金 (目)2 特別高額医療費共 同事業事務費拠出金	8	0	8	18負担金、補助 及び交付金	8	特別高額医療費 共同事業事務費 拠出金(⑮)
(款)5 基金積立金 (項)1 基金積立金 (目)1 財政調整基金積立 金	6	その他 6	0	24積立金	6	財政調整基金 積立金(⑯)
(款)6 諸支出金 (項)1 償還金及び還付加 算金等 (目)1 保険料還付金	35,393	国県支出金 17,266	18,127	22償還金、利子 及び割引料	35,393	保険料還付金 (⑰)
(款)7 予備費 (項)1 予備費 (目)1 予備費	8,498,368	0	8,498,368	29予備費	8,498,368	予備費(⑱)
歳出補正予算合計	16,275,943	国県支出金 3,073,988 その他 4,319,946	8,882,009			

3 補正内容事項別説明

[歳入]

〔(款)1 市町村支出金 (項)1 市町村負担金 (目)1 保険料等負担金〕

① 保険料等負担金 △52,911 千円

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の特例減免の実施により、被保険者が市町村に納付する保険料の減少が見込まれるため、当該保険料を原資として市町村から納付される保険料等負担金を減額するもの

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
1 保険料等負担金	111,193,182	△52,911	111,140,271

〔(款)1 市町村支出金 (項)1 市町村負担金 (目)2 療養給付費負担金〕

② 療養給付費負担金現年度分〈市町村〉 473,826 千円

医療給付費（療養給付費及び高額療養費）について、当初の見込みを上回ることが見込まれるため、医療給付費（現役並所得者に係るものを除く。）の増額分に係る財源として、市町村負担金の所要額を増額するもの

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
1 現年度分	69,707,850	473,826	70,181,676

〔(款)2 国庫支出金 (項)1 国庫負担金 (目)1 療養給付費負担金〕

③ 療養給付費負担金現年度分〈国〉 1,421,479 千円

医療給付費（現役並所得者に係るものを除く。）の増額分に係る財源として、国庫負担金の所要額を増額するもの

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
1 現年度分	209,123,551	1,421,479	210,545,030

〔(款)2 国庫支出金 (項)1 国庫負担金 (目)2 高額医療費負担金〕

④ 高額医療費負担金 (国)

1件80万円を超える高額な医療費については、公費（国・県）による支援の対象とされており、当該医療費が当初の見込みを上回ることが見込まれるため、増額分に係る財源として、国庫負担金の所要額を増額するもの

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
1 高額医療費負担金	4,442,522	374,335	4,816,857

〔(款)2 国庫支出金 (項)2 国庫補助金 (目)2 調整交付金〕

⑤ 調整交付金 430,013 千円

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の特例減免に要した費用並びに医療給付費（現役並所得者に係るものを除く。）及び傷病手当金の増額分に係る財源として、調整交付金の所要額を増額するもの

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
1 調整交付金	56,751,311	430,013	57,181,324
(保険料コロナ減免費用)		(70,177)	
(医療給付費増額分)		(357,929)	
(傷病手当金増額分)		(1,907)	

〔(款)3 県支出金 (項)1 県負担金 (目)1 療養給付費負担金〕

⑥ 療養給付費負担金現年度分〈県〉

医療給付費（現役並所得者に係る者を除く。）の増額分に係る財源として、県負担金の所要額を増額するもの

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
1 現年度分	69,707,850	473,826	70,181,676

〔(款)3 県支出金 (項)1 県負担金 (目)2 高額医療費負担金〕

⑦ 高額医療費負担金（県）

1 件 80 万円を超える高額な医療費については、公費（国・県）による支援の対象とされており、当該医療費が当初の見込みを上回ることが見込まれるため、増額分に係る財源として、県負担金の所要額を増額するもの

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
1 高額医療費負担金	4,442,522	374,335	4,816,857

〔(款)4 支払基金交付金 (項)1 支払基金交付金 (目)1 後期高齢者交付金〕

⑧ 後期高齢者交付金現年度分

医療給付費の増額分に係る財源として、社会保険診療報酬支払基金から交付される後期高齢者交付金の所要額を増額するもの

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
1 現年度分	373,133,698	3,846,114	376,979,812

〔(款)8 繰越金 (項)1 繰越金 (目)1 繰越金〕

⑨ 前年度繰越金 8,934,920 千円

令和3年度決算における歳入歳出差引額が、令和4年度歳入予算における前年度繰越金の額を上回ったため、その差額を増額するもの

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
1 現年度分	42,809,625	8,934,920	51,744,545

〔(新設) (款)11 財産収入 (項)1 財産運用収入 (目)1 利子及び配当金〕

⑩ 財政調整基金利子 6千円

令和4年度に新設した後期高齢者医療財政調整基金について、基金の運用により発生する利子を歳入として受け入れるため、受入科目の新設及び受入見込額を計上するもの

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
1 基金利子	0	6	6

〔歳出〕

〔(款)1 保険給付費 (項)1 療養諸費 (目)1 療養給付費〕

⑪ 療養給付費 6,237,235 千円

療養給付費について、令和4年度の実績を踏まえた所要見込額が予算額を上回ることが見込まれるため、所要額を増額するもの

62億

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
18 負担金、補助及び交付金	833,587,828	6,237,235	839,825,063

〔(款)1 保険給付費 (項)2 高額療養諸費 (目)1 高額療養費〕

⑫ 高額療養費 1,339,876 千円

高額療養費について、令和4年度の実績を踏まえた所要見込額が予算額を上回ることが見込まれるため、所要額を増額するもの

13億

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
18 負担金、補助及び交付金	44,579,350	1,339,876	45,919,226

〔(款)1 保険給付費 (項)3 その他医療給付費 (目)1 葬祭費〕

⑬ 葬祭費 163,150 千円

葬祭費について、令和4年度の実績を踏まえた所要見込額が予算額を上回ることが見込まれるため、所要額を増額するもの

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
18 負担金、補助及び交付金	2,858,400	163,150	3,021,550

〔(款)1 保険給付費 (項)3 その他医療給付費 (目)2 傷病手当金〕

⑭ 傷病手当金 1,907 千円

傷病手当金について、令和4年度の実績を踏まえた所要見込額が予算額を上回ることが見込まれるため、所要額を増額するもの

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
18 負担金、補助及び交付金	4,565	1,907	6,472

〔(款)3 特別高額医療費共同事業拠出金 (項)1 特別高額医療費共同事業拠出金 (目)2 特別高額医療費共同事業事務費拠出金〕

⑮ 特別高額医療費共同事業事務費拠出金 8 千円

公益社団法人国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）が実施する特別高額医療費共同事業（レセプト1件当たり400万円を超える高額医療費を全国の広域連合が共同で負担する仕組み）について、当該共同事業の事務費の財源として国保中央会に拠出すべき金額が当初予算より増額となる見込みのため、所要額を増額するもの

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
18 負担金、補助及び交付金	464	8	472

〔(款)5 基金積立金 (項)1 基金積立金 (目)1 財政調整基金積立金〕

⑯ 財政調整基金積立金 6 千円

歳入として受け入れる財政調整基金運用利子について、新たに財政調整基金に積み立てるため、所要額を増額するもの

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
24 積立金	1,800,000	6	1,800,006

〔(款)6 諸支出金 (項)1 償還金及び還付加算金等 (目)1 保険料還付金〕

⑪ 保険料還付金 35,393 千円

保険料還付金について、コロナ減免に係る見込額を計上するとともに、令和4年度の実績を踏まえた通常の減免に係る所要見込額が予算額を上回ることが見込まれるため、所要額を増額するもの

35393 (千円)

節	補正前の額	補正額	計
24 償還金、利子及び割引料 (コロナ減免に係る還付金)	140,000	35,393	175,393
(通常の減免に係る還付金)		(17,266)	
		(18,127)	

〔(款)7 予備費 (項)1 予備費 (目)1 予備費〕

⑫ 予備費 8,498,368 千円

歳入予算における前年度繰越金の増額補正に伴い、当該金額から歳出予算の増額補正の財源に充てた金額を除いた金額を、予備費として計上するもの

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
29 予備費	6,390,915	8,498,368	14,889,283

【参考1】医療給付費(療養給付費及び高額療養費)増額見込み関係の補正の概要

(千円)

歳入		歳出	
項目	補正額	項目	補正額
市町村支出金 療養給付費負担金(②)	473,826	療養給付費(⑪)	6,237,235
国庫支出金 療養給付費負担金(③)	1,421,479	高額療養費(⑫)	1,339,876
高額医療費負担(④)	374,335		
調整交付金(⑤の一部)	357,929		
県支出金 療養給付費負担金(⑥)	473,826		
高額医療費負担金(⑦)	374,335		
支払基金交付金 後期高齢者交付金(⑧)	3,846,114		
前年度繰越金(⑨の一部)	255,267		
財源 市町村支出金 保険料等負担金(①)	△52,911		
更正 国庫支出金 調整交付金(⑤の一部)	52,911		
計	7,577,111	計	7,577,111

⑪ 療養
⑫ 高額
療養
費

【参考2】新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の特例減免の実施に伴う補正の概要

(千円)

区分	令和4年度納付・賦課分	令和3年度以前納付分	合計
特例減免額(見込)	52,911	17,266	70,177
上記減免に伴う補正	〔歳入〕 保険料等負担金(①) △52,911	〔歳出〕 保険料還付金(⑪の一部) 17,266	
財源 調整交付金(⑤の一部)	52,911	17,266	70,177
一般財源	0	0	0

権利の放棄について

1 事案の概要

名古屋市内において訪問マッサージ治療院を経営していた株式会社MRCが療養費支給申請書の虚偽記載により過大に受給していた療養費に係る返還請求権（以下「本債権」という。）について、これまでの経緯等から、その徴収が事実上不能であると認められるため、これを放棄するものである。

[過大受給の概要]

- ・介護施設等に入所している被保険者への訪問マッサージに係る療養費について、被保険者の自宅を施術場所（訪問場所）として訪問に係る往療料を過大に請求等していたもの

[返還請求の内訳]

請求日	金 額	件 数	施術月
平成 28 年 6 月 16 日	15,500,790 円	363 件	平成 27 年 9 月
平成 28 年 9 月 29 日	273,676,446 円	6,696 件	平成 22 年 3 月～平成 27 年 8 月
平成 29 年 3 月 24 日	46,241,551 円	1,125 件	平成 22 年 3 月～平成 27 年 9 月
計	335,418,787 円	8,184 件	

2 これまでの経緯

年 月	内 容
平成 27 年 11 月	株式会社MRC（以下「同社」という。）から提出された療養費支給申請書の点検により虚偽記載が発覚
平成 28 年 6 月 16 日	広域連合の調査により不当な請求と認められた平成 27 年 9 月施術分 15,500,790 円(363 件)について同社に返還請求書を提出
平成 28 年 7 月 4 日	同社の解散登記（平成 28 年 6 月 21 日株主総会の決議により解散）
平成 28 年 7 月 21 日	広域連合が同社元代表取締役を被告訴人として愛知県警察本部長に告訴状を提出（詐欺罪の容疑）
平成 28 年 9 月 29 日	広域連合の調査により新たに不当な請求と認められた平成 22 年 3 月から平成 27 年 8 月施術分 273,676,446 円(6,696 件)の返還請求書及び返還請求合計額 289,177,236 円の債権届出書を代表清算人に提出
平成 29 年 3 月 24 日	広域連合の調査により新たに不当な請求と認められた平成 22 年 3 月

	から平成 27 年 9 月施術分 46, 241, 551 円 (1, 125 件) の返還請求書及び債権届出書を代表清算人に提出
平成 30 年 3 月 14 日	名古屋地方裁判所において元代表取締役が無罪判決（虚偽請求に元代表取締役が関与したことの立証が不十分。検察側の控訴断念により無罪判決が確定）
平成 30 年 4 月以降	本広域連合において、同社の清算手続の経過を見ながら、複数回の弁護士相談や資料請求等により、対応について内部検討を実施
令和 4 年 10～12 月	本広域連合が、同社の資力確認のため財産調査を実施（弁護士へ委託） 〔財産調査の報告結果の概要〕 ・ 解散登記時点の決算報告書等は入手。 ・ 清算事務年度の貸借対照表等は作成されておらず、同社の現状からは、貸借対照表等の作成は困難が予想される。

3 これまでの経緯を踏まえた検討

(1) 本債権の実効性について

債務者の財産は著しく少額（解散時の貸借対照表上の総資産額は約 5, 980 万円。なお、そのほとんどは本広域連合に対する売掛金であると推測されるが、時効により消滅している。）であり、本債権の金額から見て、訴訟や破産申立等の手続を行うことに実効性があるとは認められない。

したがって、本債権はその徴収が事実上不能であり、放棄することが適当である。

(2) 消滅時効との関係について

本債権は、不当利得返還請求権として 10 年の消滅時効が適用されるため、本債権の一部は既に時効を迎えており（令和 4 年 10 月末時点で、平成 24 年 8 月以前施術分に係る 105, 206, 329 円）、今後も順次時効が完成していくものであるが、本債権は私債権であり、時効の完成だけでは債権が消滅しない（債務者による時効の援用が必要）。

したがって、本債権に係る権利の放棄については、時効が完成しているものを含め、議会の議決が必要である。

個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

1 趣旨

(1) 個人情報保護法を施行するための条例の制定

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）による個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）の一部改正により、地方公共団体の個人情報保護制度についての全国的な共通ルールが規定され、令和 5 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、改正後の個人情報保護法の施行に関し必要な事項を定める条例を制定する。

(2) 関連条例の整備

(1)に伴い、愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成 19 年広域連合条例第 8 号。以下「旧条例」という。）の廃止及び関係条例の一部改正を行う。

2 制定する条例の概要

(1) 題名

愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例
（以下「本条例」という。）

(2) 概要（本則部分）

ア 趣旨（第 1 条）

- ・ 個人情報保護法の施行に関し必要な事項を定める

イ 定義（第 2 条）

- ・ 実施機関は、広域連合長、選挙管理委員会及び監査委員
（旧条例では、広域連合議会も実施機関に含む）

ウ 開示請求に係る手数料等（第 3 条）

- ・ 無料。なお、写しの交付により開示する場合は、写しの作成及び送付に要する費用を負担。

エ 開示決定等の期限（第 4 条）

- ・ 開示請求があった日から 15 日以内
（旧条例では、開示請求等があった日から起算して 15 日以内）

オ 開示決定等の期限の特例（第 5 条）

- ・ 開示請求があった日から 45 日以内
（旧条例では、開示請求があった日から起算して 45 日以内）

カ 審査会への諮問（第6条）

- ・個人情報の適正な取り扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要と認めるときは、愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

キ 施行の状況の公表（第7条）

- ・広域連合長は、毎年度、個人情報保護法の施行状況の概要を公表する。

3 関連条例の整備

(1) 旧条例の廃止（附則第2項関係）

(2) 関連条例の一部改正

ア 愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年広域連合条例第7号）の一部改正（附則第10項関係）

- ・開示決定等の期限及びその特例について、上記2(2)エ及びオと同様の改正を行う。

イ 愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年広域連合条例第9号）の一部改正（附則第11項関係）

- ・個人情報保護法の改正、愛知県後期高齢者医療広域連合議会個人情報の保護に関する条例の制定、本条例の制定等に伴う規定の整理を行う。

4 施行期日（附則第1項）

令和5年4月1日

5 経過措置（附則第3項から第9項まで）

本条例の施行後においても、なお従前の例によることとする場合及び罰則に関する経過措置を規定

(参考資料)

愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例

新旧対照条文 目次

- 愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年広域連合条例第7号）（附則第10項関係）…………… 1
- 愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年広域連合条例第9号）（附則第11項関係）…………… 2
- 愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年広域連合条例第7号）の一部改正新旧対照表（附則第10項関係）

改正後	改正前
（開示決定等の期限） 第12条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から<u>15日以内</u>にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2 （略） （開示決定等の期限の特例） 第13条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から<u>45日以内</u>にその<u>全て</u>について開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)・(2) （略） （他の制度との調整） 第18条 この章の規定は、次の各号に掲げる	（開示決定等の期限） 第12条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から<u>起算して15日以内</u>にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2 （略） （開示決定等の期限の特例） 第13条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から<u>起算して45日以内</u>にその<u>すべて</u>について開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)・(2) （略） （他の制度との調整） 第18条 この章の規定は、次の各号に掲げる

医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審査会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 情報公開条例第19条第1項 _____ の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議 _____ すること。

(2) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

(3) 議会個人情報保護条例第46条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

(4) 個人情報保護法施行条例第6条及び議会個人情報保護条例第51条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いに関する事項について調査審議すること。

(5) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により意見を聴くとされた事項に係る諮問に応じ、調査審議 _____ すること。

2 前項に定めるもののほか、審査会は、情報公開及び個人情報保護に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。

（審査会の調査審議の手続）

第5条 審査会は、第2条第1項第1号から第3号までの調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（以下「実施機関 _____」という。）に対し、情報公開条例第11条各項の決定に係る行政文書（以下「行政文書」という。）又は個人情報保護法第78条第1項第4号、第94

医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審査会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 情報公開条例第19条第1項及び個人情報保護条例第43条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議し、その結果を答申すること。

(2) 個人情報保護条例第6条第3項第9号及び第4項、第7条第2項第8号、第9条第2項並びに第14条第1項第2号の規定により審査会の意見を聴くこととされた事項に係る諮問に応じ、調査審議し、その結果を答申すること。

(3) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により意見を聴くとされた事項に係る諮問に応じ、調査審議し、その結果を答申すること。

2 審査会は、情報公開制度又は個人情報の保護制度の運営に関する重要な事項について調査審議し、実施機関に意見を述べることができる。

（審査会の調査審議の手続）

第5条 審査会は、第2条第1項第1号 _____ の調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、情報公開条例第11条各項の決定に係る行政文書（以下「行政文書」という。）又は個人情報保護条例第21条各項、第32条各項

条第1項若しくは第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る保有個人情報（同法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）若しくは議会個人情報保護条例第26条第1項、第36条第1項若しくは第43条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る保有個人情報（同条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）（以下「保有個人情報」という。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、第2条第1項第1号から第3号までの調査審議を行うため必要があると認めるときは、実施機関に対し、行政文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

（委員による調査手続）

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された行政文書又は保有個人情報を閲覧させることができる。

若しくは第40条各項の決定に係る保有個人情報

（以下「保有個人情報」という。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、第2条第1項第1号の調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、行政文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第6条 審査会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人

(提出資料の写しの送付等)

第7条 審査会は、第5条第3項の規定による資料の提出又は行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第3項において準用する同法第74条(個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)若しくは行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該資料又は主張書面を提出した審査請求人等(審査請求人、参加人(同法第13条第4項に規定する参加人をいう。)又は実施機関をいう。以下同じ。)以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査審査手続の非公開)

第8条 審査会の行う第2条第1項第1号から第3号までの規定による調査審議の手続は、公開しない。

又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第7条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 前項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該意見書若しくは当該資料の写し又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(調査審査手続の非公開)

第8条 審査会の行う第2条
の規定による調査審議の手続は、公開しない。

	<u>(答申書の送付等)</u> <u>第9条</u> 審査会は、情報公開条例第19条第1項又は個人情報保護条例第43条第1項の規定による諮問に対し答申をしたときは、<u>答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</u>
(委任)	(委任)
<u>第9条</u> (略)	<u>第10条</u> (略)
(罰則)	(罰則)
<u>第10条</u> (略)	<u>第11条</u> (略)

(参考) 愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例 (平成 19 年 3 月 20 日条例第 8 号)

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 5 条)
- 第 2 章 実施機関が取り扱う個人情報の保護
 - 第 1 節 個人情報の取扱いの制限 (第 6 条—第 9 条)
 - 第 2 節 個人情報の適正な管理等 (第 10 条—第 14 条)
- 第 3 章 自己情報の開示、訂正及び利用停止
 - 第 1 節 開示 (第 15 条—第 28 条)
 - 第 2 節 訂正 (第 29 条—第 36 条)
 - 第 3 節 利用停止 (第 37 条—第 42 条の 2)
 - 第 4 節 審査請求等 (第 42 条の 3—第 44 条)
- 第 4 章 雑則 (第 45 条—第 47 条)
- 第 5 章 罰則 (第 48 条—第 51 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、広域連合の機関の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する個人の権利を明らかにし、もって広域連合行政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 広域連合長、選挙管理委員会、監査委員及び議会をいう。
- (2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成 19 年広域連合条例第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- (4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (5) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。
- (6) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項（これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。第 36 条において同じ。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (7) 事業者 法人（国、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。
- (8) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(実施機関の責務)

第 3 条 実施機関は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講じなければならない。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する広域連合の施策に協力しなければならない。

(住民の責務)

第 5 条 広域連合の区域内に住所を有する者は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己に関する個人情報の保護に自ら努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう

努めなければならない。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱いの制限

(個人情報の収集の制限)

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 3 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この節において同じ。）を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 法令又は条例の規定に基づくとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 出版等により公にされているとき。
 - (4) 他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき。
 - (5) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急を要し、かつ、やむを得ないと認められるとき。
 - (6) 本人の死亡、精神上の障害等による事理を弁識する能力の欠如、所在不明その他これらに準ずる理由により、本人から収集することが不可能であり、又は困難であると認められるとき。
 - (7) 争訟、交渉、評価、選考、指導等に係る事務を行う場合において、事務の性質上本人から収集することによってはその目的を達成することができないと認められるとき、又は本人から収集することにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるとき。
 - (8) 実施機関以外の広域連合の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人から収集する場合で、当該収集が当該実施機関の事務又は事業を遂行するためやむを得ないものであり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (9) 愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で、相当な理由があると実施機関が認めたとき。
- 4 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに審査会の意見を聴いた上で社会的差別の原因となるおそれのある個人情報として実施機関が定めるものを収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 法令又は条例の規定に基づくとき。
 - (2) 審査会の意見を聴いた上で、事務の目的を達成するため必要があると実施機関が認めたとき。

(個人情報の利用及び提供の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、当該利用又は提供によって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
 - (1) 法令又は条例の規定に基づくとき。
 - (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - (3) 出版等により公にされているとき。
 - (4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急を要し、かつ、やむを得ないと認められるとき。
 - (5) 専ら学術研究を目的として利用し、又はその目的のために提供するとき。
 - (6) 実施機関の内部で利用する場合で、当該利用が当該実施機関の事務又は事業を遂行するためやむを得ないと認められるとき。
 - (7) 広域連合の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（以下この号において「広域連合の機関等」という。）に提供する場合で、当該提供が当該広域連合の機関等の事務又は事業を遂行するためやむを得ないと認められるとき。
 - (8) 審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めたとき。

(特定個人情報の利用の制限)

第7条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報を利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認められるときは、特定個人情報（情報提供等

記録を除く。以下この項において同じ。)を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる。ただし、当該利用によって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(個人情報の提供を受けるものに対する措置要求)

第8条 実施機関は、実施機関以外のものに対して個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(オンライン結合による個人情報の提供の制限)

第9条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときを除き、実施機関以外のものに対して、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合(実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。)による個人情報の提供をしてはならない。

2 実施機関は、オンライン結合による個人情報の提供を開始しようとするときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。オンライン結合による個人情報の提供の内容を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 法令又は条例の規定に基づきオンライン結合により提供するとき。

(2) 実施機関以外の広域連合の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に対してオンライン結合により提供するとき。

(3) インターネットにおける実施機関のウェブサイト個人情報を掲載することにより提供するとき(本人の同意があるとき、その他明らかに個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときに限る。)

3 実施機関は、オンライン結合による個人情報の提供を行うときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

第2節 個人情報の適正な管理等

(個人情報の適正な管理)

第10条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存されるものについては、この限りでない。

(職員の義務)

第11条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委託に伴う措置等)

第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、当該事務の委託契約において、委託を受けたものが講ずべき個人情報の保護のために必要な措置の基準を定めなければならない。

2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものは、前項に規定する基準に従い、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(苦情の処理)

第13条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(個人情報取扱事務の登録)

第14条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務(次の各号のいずれかに該当する事務を除く。以下「個人情報取扱事務」という。)について、個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を備えなければならない。

(1) 広域連合の職員又は職員であった者に係る人事、給与等に関する事務

(2) その他審査会の意見を聴いた上で実施機関が定める事務

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について次に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び目的
 - (2) 個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称
 - (3) 保有個人情報の対象者の範囲
 - (4) 保有個人情報の項目
 - (5) 個人情報の収集先
 - (6) その他実施機関の規則（実施機関の規程を含む。以下同じ。）で定める事項
- 3 実施機関は、前項の規定により登録した個人情報取扱事務について、同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、登録簿に必要な修正を加えなければならない。
- 4 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、登録簿から当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。
- 5 実施機関は、第2項又は第3項の規定により、登録し、又は登録した事項を修正したときは、遅滞なく、審査会に報告しなければならない。この場合において、審査会は、当該登録し、又は修正した事項について意見を述べるができる。
- 6 実施機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

第3章 自己情報の開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

（開示請求権）

- 第15条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）（以下「代理人」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

- 第16条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。ただし、実施機関があらかじめ定めた保有個人情報の開示請求については、口頭により行うことができる。

（1）開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

（2）開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

（3）その他実施機関の規則で定める事項

- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。第26条第1項において同じ。）を証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（開示義務）

- 第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

（1）法令又は条例の定めるところにより、開示請求者（第15条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をした場合にあっては、当該本人をいう。次号、第3号及び第6号、次条第2項並びに第25条第1項において同じ。）に開示することができないと認められる情報

（2）開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

（3）開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次のいずれかに該当する情報を除く。

ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を開示することにより当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。）

（4） 第15条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をした場合において、代理人に開示することにより、当該本人の権利利益を侵害するおそれがある情報

（5） 個人の評価、診断、選考、指導、相談等に関する情報であって、開示することにより、当該評価、診断、選考、指導、相談等の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

（6） 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

（7） 開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

（8） 広域連合の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの

（9） 広域連合の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第17条第1号に掲げる情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第20条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第21条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨並びに開示を実施する日時及び場所その他開示の実施に関し実施機関の規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第22条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第16条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第23条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(事案の移送)

第24条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第21条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

4 前3項の規定は、情報提供等記録については、適用しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第25条 開示請求に係る保有個人情報に広域連合、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関の規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関の規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第17条第3号イ又は第6号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第19条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示

に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第43条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第26条 実施機関は、開示決定をしたとき、又は第16条第1項ただし書の規定により開示請求書の提出を要しない開示請求があったときは、速やかに、開示請求者に対し、当該開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない。この場合において、開示請求者は、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

2 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画（以下「文書等」という。）に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録されているときはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている行政文書の保存に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

（費用の負担）

第27条 前条第2項の規定に基づき、文書等について写しの交付の方法により開示を受けるものにあつては当該写しの作成及び送付に要する費用を、電磁的記録について同項本文に規定する方法により開示を受けるものにあつては写しの交付及び送付に準ずるものとして実施機関の規則で定めるものに要する費用を負担しなければならない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第28条 この節の規定は、次の各号に掲げる保有個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法による保有個人情報の開示（保有特定個人情報の開示を除く。）については、適用しない。

- （1） 法令又は他の条例（愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例を除く。以下同じ。）の規定に基づき、閲覧し、又は縦覧することができる文書等に記録されている保有個人情報 閲覧
- （2） 法令又は他の条例の規定に基づき、第26条第2項本文に規定する方法と同一の方法で開示を受けることができる電磁的記録に記録されている保有個人情報 当該同一の方法

第2節 訂正

（訂正請求権）

第29条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第37条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- （1） 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
- （2） 前条各号の法令又は他の条例の規定により開示を受けた保有個人情報

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、当該訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならない。

（訂正請求の手續）

第30条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- （1） 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- （2） 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- （3） 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるもの及び訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類等を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(訂正義務)

第31条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第32条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、速やかに、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、速やかに、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第33条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第30条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第34条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第35条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報が第24条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第32条第1項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行しなければならない。

4 前3項の規定は、情報提供等記録については、適用しない。

(保有個人情報の提供先等への通知)

第36条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第37条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第6条の規定に違反して収集されたものであるとき、第7条若しくは第7条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第7条、第9条又は番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることが

できる。

- 3 利用停止請求は、当該利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日から起算して 90 日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手続)

第 38 条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止義務)

第 39 条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第 40 条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、速やかに、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、速やかに、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第 41 条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から起算して 30 日以内にしなければならない。ただし、第 38 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第 42 条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

(適用除外)

第 42 条の 2 この節の規定は、情報提供等記録については、適用しない。

第 4 節 審査請求等

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第 42 条の 3 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項本文の規定を適用しない。

(審査会への諮問等)

第 43 条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。

- ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとするとき。
 - (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとするとき。
- 2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
 - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 3 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 - (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（適用除外）

第44条 この章の規定は、法律の規定により個人情報の保護に関する法律第5章第4節第1款から第4款までの規定が適用されない保有個人情報については、適用しない。

第4章 雑則

（施行の状況の公表）

第45条 広域連合長は、実施機関に対し、この条例の施行の状況について報告を求めることができる。

2 広域連合長は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

（適用除外）

第46条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る同条第11項に規定する調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条に規定する個人情報
- (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る同法第2条第11項に規定する調査票情報に含まれる個人情報

（委任）

第47条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関の規則等で定める。

第5章 罰則

第48条 実施機関の職員若しくは職員であつた者又は第12条第3項に規定する事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であつて一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第49条 前条に規定する者が、その事務又は業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第50条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第51条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年11月20日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年2月20日条例第5号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月9日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 26 日条例第 1 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 3 日条例第 5 号）

この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 19 日条例第 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の規定は、愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第 2 条第 1 項又は愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 2 条第 1 号に規定する実施機関が行う施行日以後の処分又は不作為について適用し、施行日前の処分又は不作為については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 9 月 7 日条例第 6 号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（令和 3 年 8 月 31 日条例第 8 号）

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 2 月 28 日条例第 3 号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

管理監督職勤務上限年齢制に関する条例の制定について

1 趣旨

(1) 管理監督職勤務上限年齢制に関する条例の制定

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正により、地方公務員における管理監督職勤務上限年齢制の導入が令和5年4月1日から施行されることに伴い、管理監督職勤務上限年齢制を導入するための条例を制定する。

(2) 関連条例の整備

(1)に併せて、関連条例の廃止及び一部改正を行う。

2 制定する条例の概要

(1) 題名

愛知県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢制に関する条例

（以下「本条例」という。）

(2) 概要（本則部分）

ア 趣旨（第1条）

- ・地方公務員法の規定に基づき、管理監督職勤務上限年齢制に関し必要な事項を定める。

イ 管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職（第2条）

- ・管理職手当の支給対象の職とする。

ウ 管理監督職勤務上限年齢（第3条）

- ・年齢60年とする。

エ 他職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準（第4条）

オ 管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例等（第5条～第7条）

- ・公務の運営に著しい支障が生ずる場合における特例に関する規定

カ 委任（第8条）

- ・本条例の実施に必要な事項は規則で定める。

3 関連条例の整備

(1) 関連条例の廃止（附則第2項関係）

ア 廃止する条例

（ア）愛知県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例（平成19年広

域連合条例第 12 号)

- ・本広域連合職員は市町村等からの派遣職員であり、本広域連合で定年退職となる職員は想定されないため。

(イ) 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の再任用に関する条例(平成 19 年広域連合条例第 13 号。以下「再任用条例」という。)

- ・地方公務員法の改正により、再任用制度が廃止されたため。

(2) 関連条例の一部改正

ア 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 19 年広域連合条例第 17 号)の一部改正(附則第 3 項関係)

- ・再任用条例の廃止に伴い、再任用職員に関する部分の規定を整理

イ 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例(平成 19 年広域連合条例第 18 号)の一部改正(附則第 4 項関係)

- ・本条例の制定に伴い、育児休業等を行うことができない職員に関する規定を整理

- ・再任用条例の廃止に伴い、再任用職員に関する部分の規定を整理

ウ 愛知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 19 年広域連合条例第 28 号)の一部改正(附則第 5 項関係)

- ・再任用条例の廃止に伴い、再任用職員に関する部分の規定を整理

4 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

(参考資料)

愛知県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢制に関する条例

新旧対照条文 目次

- 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年広域連合条例第17号）（附則第3項関係）…………… 1
- 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年広域連合条例第18号）（附則第4項関係）…………… 4
- 愛知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年広域連合条例第28号）（附則第5項関係）…………… 5

- 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年広域連合条例第17号）の一部改正新旧対照表（附則第3項関係）

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。 （1週間の勤務時間） 第2条 （略） 2 （略） <u>3</u> （略） <u>4</u> 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により<u>前3項</u>に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、広域連合長の承認を得て、別に定めることができる。	（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。 （1週間の勤務時間） 第2条 （略） 2 （略） <u>3</u> <u>地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</u> <u>4</u> （略） <u>5</u> 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により<u>前各項</u>に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、広域連合長の承認を得て、別に定めることができる。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 （略）

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員については、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間に

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 （略）

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員については、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間に

つき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（時間外勤務代休時間）

第7条の2 任命権者は、愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年広域連合条例第21号。第15条第3項及び第15条の2第3項において「給与条例」という。）第17条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（第10条第1項において「勤務日等」という。）のうち第10条第1項に規定する休日及び代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 （略）

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等_____及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

- (2)・(3) （略）

2・3 （略）

（非常勤職員の勤務時間、休暇等）

第17条 非常勤職員（_____任期付短時間勤務職員を除く。）の勤

つき1週間当たり1日以上割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（時間外勤務代休時間）

第7条の2 任命権者は、愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年広域連合条例第21号。第15条第3項及び第15条の2第3項において「給与条例」という。）第17条第5項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（第10条第1項において「勤務日等」という。）のうち第10条第1項に規定する休日及び代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 （略）

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

- (2)・(3) （略）

2・3 （略）

（非常勤職員の勤務時間、休暇等）

第17条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤

務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、広域連合長の定める基準に従い、任命権者が定める。	務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、広域連合長の定める基準に従い、任命権者が定める。
--	--

○ 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年広域連合条例第18号）の一部改正新旧対照表（附則第4項関係）

改正後	改正前
（育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) <u>愛知県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢制に関する条例（令和5年愛知県後期高齢者医療広域連合条例第 号）第5条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u> (3) (略) （育児短時間勤務をすることができない職員） 第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) <u>愛知県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢制に関する条例第5条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u> （部分休業をすることができない職員） 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して広域連合長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員	（育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) <u>愛知県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例（平成19年広域連合条例第12号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</u> (3) (略) （育児短時間勤務をすることができない職員） 第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) <u>愛知県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</u> （部分休業をすることができない職員） 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して広域連合長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再</u>

(部分休業の承認) 第18条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(勤務時間条例第2条から第5条までに規定する勤務時間(非常勤職員 _____ にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)をいう。)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2・3 (略) (部分休業をしている職員の給与等の取扱い) 第19条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、給与条例第24条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員にあつては、愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和2年広域連合条例第1号)第13条に規定する勤務1時間当たりの報酬額)を減額して支給する。	<u>任用短時間勤務職員等</u>という。)を除く。) (部分休業の承認) 第18条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(勤務時間条例第2条から第5条までに規定する勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)をいう。)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2・3 (略) (部分休業をしている職員の給与等の取扱い) 第19条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、給与条例第24条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員にあつては、愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和2年広域連合条例第1号)第15条に規定する勤務1時間当たりの報酬額)を減額して支給する。
--	--

○ 愛知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成19年広域連合条例第28号)の一部改正新旧対照表(附則第5項関係)

改正後	改正前
(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(_____ 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。	(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。

(1)～(10) (略) (公表の時期) 第5条 広域連合長は、第2条及び<u>前条</u>の規定による報告を受けたときは、毎年9月末までに、第2条の規定による報告をとりまとめ、その概要及び前条の規定による報告を公表しなければならない。	(1)～(10) (略) (公表の時期) 第5条 広域連合長は、第2条及び<u>第4条</u>の規定による報告を受けたときは、毎年9月末までに、第2条の規定による報告をとりまとめ、その概要及び前条の規定による報告を公表しなければならない。
---	--

(参考1) 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例 (平成19年3月20日条例第12号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年による退職)

第2条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日(以下「定年退職日」という。)に退職する。

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢60年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

(定年に関する施策の調査等)

第5条 広域連合長は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講ずるものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考2) 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の再任用に関する条例 (平成19年3月20日条例第13号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第2項及び第3項(法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。)並びに地方公務員法等の一部を改正する法律(平成11年法律第107号)附則第6条の規定に基づき、職員の再任用(法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年退職者に準ずる者)

第2条 法第28条の4第1項に規定する定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮して法第28条の2第1項の規定により退職した者又は法第28条の3の規定により勤務した後退職した者に準じて再任用を行うことができるものは、次に掲げる者とする。

(1) 25年以上勤続して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(2) 前号に該当する者として再任用をされたことがある者(同号に掲げる者を除く。)

(任期の更新)

第3条 再任用の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

2 任命権者は、再任用の任期の更新を行う場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(任期の末日)

第4条 再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者が年齢65年に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の末日に関する特例)

2 次の表の左欄に掲げる期間における第4条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成16年4月1日から平成19年3月31日まで	62年
平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	63年
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	64年

職員の給与に関する条例等の一部改正について

1 趣旨

(1) 人事院勧告を踏まえた改正

令和 4 年 8 月 8 日の人事院勧告を踏まえ、本広域連合における常勤職員の給料表の改定、勤勉手当の支給割合の引上げ等を行うため、愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成 19 年広域連合条例第 21 号。以下「職員給与条例」という。）及び愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和 2 年広域連合条例第 1 号。以下「会計年度任用職員報酬等条例」という。）の一部改正を行う。

(2) 再任用条例の廃止等に伴う改正

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の再任用に関する条例（平成 19 年広域連合条例第 13 号。以下「再任用条例」という。）の廃止等に伴い、職員給与条例等の一部改正を行う。

2 改正の概要

(1) 職員給与条例の一部改正（第 1 条関係）

ア 給料表の改定

- ・人事院勧告を踏まえた給料月額引上げ
- ・再任用条例の廃止に伴う給料表の整理

イ 勤勉手当の支給割合の引上げ

- ・人事院勧告を踏まえた支給割合の引上げ（95/100→100/100）

ウ その他

- ・アのほか、再任用条例の廃止に伴う所要の規定の整理

(2) 会計年度任用職員報酬等条例の一部改正（第 2 条関係）

ア 基準報酬表の改定

- ・(1)アによる給料表の改定を踏まえた報酬月額引上げ

イ その他

- ・再任用条例の廃止に伴う所要の規定の整理

(3) その他（愛知県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成 19 年広域連合条例第 14 号）の一部改正（第 3 条関係））

- ・字句等の改正漏れの整理

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

(参考資料)

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
新旧対照条文 目次

- 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年広域連合条例第21号）（第1条関係）…………… 1
- 愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和2年広域連合条例第1号）（第2条関係）…………… 13
- 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成19年広域連合条例第14号）（第3条関係）…………… 14

- 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年広域連合条例第21号）の一部改正新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
(給料表) 第4条 (略) 2 前項の給料表（以下単に「給料表」という。）は、<u>第26条</u>に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。 (初任給、昇給、昇格等の基準) 第6条 (略) 2 (略) 3 職員の昇給は、広域連合長が規則で定める日に、同日前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。 4 (略) 5 55歳を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間における<u>当該職員</u>の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。 6～8 (略) <u>第7条 削除</u>	(給料表) 第4条 (略) 2 前項の給料表（以下単に「給料表」という。）は、<u>第27条</u>に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。 (初任給、昇給、昇格等の基準) 第6条 (略) 2 (略) 3 職員の昇給は、広域連合長が規則で定める日に、同日前1年間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。 4 (略) 5 55歳を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間における<u>その者</u>の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。 6～8 (略) <u>(再任用職員の給料月額)</u> <u>第7条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2</u>

項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

第15条 （略）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、広域連合長が規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たり

（通勤手当）

第15条 （略）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、広域連合長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

ア～ス (略)

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤したものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して広域連合長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3～6 (略)

(時間外勤務手当)

第17条 (略)

- 2 時間外勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で広域連合長が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。

(1)・(2) (略)

の通勤回数を考慮して広域連合長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に広域連合長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じて得た額)

ア～ス (略)

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤したものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して広域連合長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3～6 (略)

(時間外勤務手当)

第17条 (略)

- 2 時間外勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で広域連合長が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。

(1)・(2) (略)

- 3 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条第1項により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で広域連合長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 第1項の勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち広域連合長が規則で定めるものを除く。）の時間100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

の150までの範囲内で広域連合長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）」とあるのは、「100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）」とする。

4 前3項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条第1項により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で広域連合長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、再任用短時間勤務職員が、勤務時間条例第5条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

5 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 第1項の勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち広域連合長が規則で定めるものを除く。）の時間100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) (略)

5 勤務時間条例第7条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

- (1) 前項第1号に掲げる時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第2項に規定する広域連合長が規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合
- (2) 前項第2号に掲げる時間 100分の50から第3項に規定する広域連合長が規則で定める割合を減じた割合

(期末手当)

第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第22条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の広域連合長が規則で定める日（次条及び第22条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第27条第6項の規定の適用を受

(2) (略)

6 勤務時間条例第7条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

- (1) 前項第1号に掲げる時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第2項に規定する広域連合長が規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合
- (2) 前項第2号に掲げる時間 100分の50から第4項に規定する広域連合長が規則で定める割合を減じた割合

7 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「第2項に規定する広域連合長が規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(期末手当)

第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第22条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の広域連合長が規則で定める日（次条及び第22条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第28条第6項の規定の適用を受

3 (略)

4 第20条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第23条第3項」と読み替えるものとする。

5 (略)

(給与の減額)

第25条 (略)

2 職員が負傷(公務上の負傷及び通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この項及び第27条において同じ。))による負傷を除く。)又は疾病(公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。))に係る療養のための病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その超える期間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の50を乗じて得た額を減額する。

3 (略)

(会計年度任用職員の給与)

第26条 (略)

(休職者の給与)

第27条 (略)

2～6 (略)

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。))において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3 (略)

4 第20条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第23条第3項」と読み替えるものとする。

5 (略)

(給与の減額)

第25条 (略)

2 職員が負傷(公務上の負傷及び通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この項及び第28条において同じ。))による負傷を除く。)若しくは疾病(公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。))に係る療養のための病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その超える期間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の50を乗じて得た額を減額する。

3 (略)

(再任用職員についての適用除外)

第26条 第11条、第12条及び第14条の規定は、再任用職員には適用しない。

(会計年度任用職員の給与)

第27条 (略)

(休職者の給与)

第28条 (略)

2～6 (略)

7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第21条及び第22条の規定を準用する。この場合において、第21条中「前条第1項」とあるのは、「<u>第27条第6項</u>」と読み替えるものとする。 第28条 (略) (雑則) 第29条 (略)	7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第21条及び第22条の規定を準用する。この場合において、第21条中「前条第1項」とあるのは、「<u>第28条第6項</u>」と読み替えるものとする。 第29条 (略) (雑則) 第30条 (略)
---	---

(参考) 現行給料表

別表第1 (第4条関係)
行政職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	149,600	200,200	237,100	270,500	296,700	326,900	371,600	417,900
	2	150,700	202,000	238,700	272,400	298,900	329,100	374,300	420,400
	3	152,000	203,900	240,200	274,200	301,100	331,500	376,700	422,900
	4	153,100	205,700	241,900	276,400	303,100	333,700	379,400	425,400
	5	154,200	207,300	243,300	278,100	305,000	336,000	381,300	427,300
	6	155,300	209,100	245,000	280,000	307,200	338,000	383,900	429,700
	7	156,500	210,900	246,600	281,800	309,500	340,300	386,300	431,800
	8	157,600	212,800	248,200	283,900	311,500	342,500	388,800	434,100
	9	158,600	214,400	249,300	285,900	313,400	344,500	391,300	436,100
	10	160,100	216,300	250,900	287,900	315,800	346,700	394,000	438,300
	11	161,400	218,100	252,500	289,900	318,100	348,800	396,700	440,400
	12	162,700	220,000	253,800	291,800	320,400	351,000	399,500	442,600
	13	163,900	221,400	255,400	293,900	322,600	352,900	401,900	444,300
	14	165,500	223,200	256,800	295,800	324,700	354,900	404,300	446,200
	15	167,000	225,000	258,200	297,800	327,000	357,000	406,500	448,200
	16	168,700	226,800	259,600	299,600	329,100	359,000	409,000	450,300
	17	169,900	228,600	261,100	301,500	331,100	360,800	410,800	452,200
	18	171,400	230,300	262,700	303,500	333,100	362,800	412,900	454,000
	19	173,000	231,900	264,400	305,700	335,200	364,600	414,800	455,900
	20	174,500	233,600	266,200	307,700	337,200	366,600	416,700	457,600
	21	175,800	235,000	267,900	309,700	338,900	368,500	418,600	459,500
	22	178,600	236,700	269,600	311,800	341,100	370,500	420,500	461,000
	23	181,200	238,400	271,300	313,900	343,100	372,500	422,300	462,400
	24	183,900	240,000	272,900	316,000	345,300	374,500	424,200	464,000
	25	186,600	241,000	274,800	317,700	346,700	376,500	426,100	465,400
	26	188,300	242,600	276,700	319,900	348,700	378,500	427,600	466,700
	27	190,000	244,000	278,400	321,900	350,600	380,500	429,200	468,100
	28	191,700	245,200	280,200	324,000	352,600	382,600	430,800	469,300
	29	193,200	246,500	281,900	325,700	354,200	384,100	432,400	470,300
	30	195,000	247,700	283,600	327,800	356,100	385,900	433,800	471,000
	31	196,800	248,700	285,500	329,900	358,100	387,800	435,100	471,900
	32	198,600	250,000	287,000	332,100	359,900	389,400	436,300	472,600
	33	200,200	251,300	288,600	333,300	361,900	391,300	437,600	473,300
	34	201,600	252,300	290,500	335,400	363,700	392,700	438,900	474,100
	35	203,200	253,500	292,400	337,300	365,600	394,200	440,200	474,800
	36	204,700	254,900	294,300	339,500	367,300	395,900	441,400	475,400
	37	206,000	255,800	295,900	341,400	368,700	397,300	442,700	476,000
	38	207,400	257,100	297,700	343,300	370,100	398,500	443,500	476,600
	39	208,600	258,400	299,500	345,400	371,500	399,800	444,300	477,200
	40	209,900	259,700	301,400	347,300	372,900	400,900	445,100	477,800

41	211,300	261,100	302,900	349,300	374,300	402,000	445,700	478,300
42	212,600	262,600	304,600	351,200	375,200	403,300	446,500	478,800
43	213,900	263,800	306,200	353,100	376,300	404,500	447,200	479,200
44	215,200	265,000	307,800	355,000	377,400	405,600	447,900	479,500
45	216,400	266,200	309,500	356,600	378,300	406,300	448,700	479,800
46	217,700	267,500	311,200	358,000	379,200	407,000	449,500	480,400
47	219,000	268,800	312,800	359,500	380,100	407,800	449,900	480,800
48	220,400	269,900	314,600	361,100	381,000	408,500	450,700	481,100
49	221,500	271,100	315,500	362,700	382,000	409,100	451,200	481,400
50	222,600	272,200	317,000	363,500	382,800	409,700	451,600	481,900
51	223,600	273,500	318,600	364,700	383,600	410,200	452,000	482,300
52	224,800	274,800	320,200	365,800	384,400	410,600	452,400	482,600
53	225,900	275,900	321,800	366,700	385,100	411,000	452,800	482,900
54	226,900	277,000	323,500	367,800	385,800	411,300	453,200	
55	227,800	278,300	325,100	368,700	386,600	411,600	453,600	
56	228,900	279,700	326,700	369,900	387,300	412,000	453,900	
57	229,200	280,600	328,200	370,800	387,800	412,300	454,200	
58	230,000	281,600	329,400	371,500	388,400	412,600	454,700	
59	230,800	282,500	330,600	372,200	389,000	412,900	455,000	
60	231,500	283,600	331,900	372,900	389,700	413,200	455,300	
61	232,200	284,800	332,600	373,400	390,100	413,500	455,600	
62	233,300	285,800	333,500	374,000	390,900	413,800	456,000	
63	234,100	286,700	334,300	374,700	391,500	414,100	456,300	
64	234,900	287,700	335,200	375,400	392,100	414,400	456,600	
65	235,600	288,300	336,100	375,700	392,500	414,700	456,900	
66	236,300	289,200	336,500	376,400	393,100	415,000		
67	237,300	289,900	337,200	377,100	393,700	415,300		
68	238,300	290,800	338,000	377,900	394,300	415,600		
69	239,000	291,800	338,800	378,200	394,800	415,800		
70	239,600	292,700	339,600	378,800	395,300	416,200		
71	240,100	293,500	340,300	379,500	395,800	416,500		
72	240,800	294,300	341,000	380,100	396,400	416,800		
73	241,700	295,100	341,500	380,400	396,700	417,000		
74	242,300	295,600	342,100	381,000	397,100	417,300		
75	242,900	296,000	342,600	381,700	397,500	417,600		
76	243,400	296,600	343,200	382,400	397,900	417,800		
77	244,100	296,800	343,600	382,800	398,200	418,000		
78	244,800	297,100	344,100	383,300	398,500	418,300		
79	245,600	297,300	344,500	383,900	398,800	418,600		
80	246,100	297,700	345,000	384,400	399,200	418,800		
81	246,600	297,900	345,400	384,900	399,400	419,000		
82	247,300	298,100	345,900	385,500	399,700	419,300		
83	248,000	298,500	346,400	386,000	400,000	419,600		
84	248,700	298,800	346,900	386,400	400,200	419,800		
85	249,300	299,100	347,200	386,800	400,400	420,000		
86	250,100	299,400	347,600	387,300	400,700			
87	250,800	299,700	348,200	387,700	401,000			
88	251,500	300,100	348,600	388,100	401,200			
89	252,000	300,400	348,900	388,500	401,400			
90	252,500	300,900	349,300	389,000	401,700			
91	252,800	301,200	349,800	389,400	402,000			
92	253,200	301,600	350,200	389,800	402,200			
93	253,500	301,800	350,400	390,100	402,400			
94		302,000	350,800	390,700				
95		302,300	351,300	391,100				
96		302,700	351,700	391,500				
97		302,900	351,900	391,800				
98		303,200	352,400					
99		303,600	352,800					
100		304,000	353,100					

	101	304,200	353,400						
	102	304,500	353,800						
	103	304,900	354,200						
	104	305,300	354,600						
	105	305,500	355,100						
	106	305,800	355,500						
	107	306,200	355,900						
	108	306,500	356,400						
	109	306,700	356,900						
	110	307,100	357,300						
	111	307,500	357,600						
	112	307,800	357,900						
	113	308,000	358,400						
	114	308,200							
	115	308,500							
	116	308,900							
	117	309,100							
	118	309,400							
	119	309,700							
	120	310,000							
	121	310,400							
	122	310,600							
	123	310,900							
	124	311,200							
	125	311,500							
再任用 職員		192,200	220,400	261,300	281,200	296,700	322,700	365,400	399,300

備考 この表は、別表第2の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	169,300	197,000	246,000	269,000	294,000	338,000	383,100
	2	170,700	199,200	247,800	270,000	295,700	340,200	385,700
	3	172,200	201,300	249,700	271,000	297,400	342,200	388,500
	4	173,700	203,400	251,500	272,100	299,200	344,500	391,200
	5	175,100	205,500	252,900	272,600	301,000	346,500	393,400
	6	176,600	207,900	254,300	273,600	302,800	348,700	395,900
	7	178,200	210,200	255,400	274,400	304,500	350,800	398,200
	8	179,700	212,500	256,700	275,400	306,300	353,000	400,600
	9	180,900	214,800	257,700	276,500	308,200	354,500	402,600
	10	182,700	216,300	258,800	277,200	310,000	356,600	404,800
	11	184,300	217,700	259,700	278,300	311,700	358,500	407,000
	12	185,900	218,900	260,600	279,600	313,400	360,600	409,400
	13	187,300	220,400	261,800	280,900	315,000	362,500	411,300
	14	189,300	221,800	263,000	282,000	316,600	364,600	413,400
	15	191,400	223,300	263,800	283,200	318,500	366,800	415,600
	16	193,400	224,600	264,800	284,700	320,300	368,800	417,900
	17	195,600	226,000	265,300	286,000	322,000	370,900	419,900
	18	197,700	227,500	266,200	287,300	323,700	372,900	422,200
	19	199,900	229,100	267,300	288,400	325,400	375,100	424,400
	20	202,000	230,600	268,100	289,600	327,200	377,200	426,600
	21	204,100	231,700	269,000	291,200	328,600	379,000	428,500
	22	206,300	233,500	269,900	292,900	330,100	381,100	430,500
	23	208,600	235,200	270,800	294,200	331,700	383,300	432,300
	24	210,800	237,000	271,900	295,500	333,200	385,300	434,300
	25	212,800	238,300	273,100	296,900	334,600	387,400	436,000
	26	214,100	240,000	274,000	298,500	336,100	389,000	437,700

27	215,300	241,800	275,300	300,200	337,600	391,000	439,400
28	216,700	243,500	276,500	301,800	339,300	392,900	441,000
29	217,900	245,100	277,700	303,100	340,400	394,800	442,400
30	219,000	246,600	279,100	304,700	341,900	396,500	443,700
31	220,400	247,900	280,700	306,400	343,300	398,400	445,300
32	221,600	249,000	282,000	308,100	344,900	400,300	446,900
33	222,900	250,300	283,600	309,600	346,500	402,000	448,600
34	224,300	251,400	285,100	311,100	348,100	403,800	450,300
35	225,600	252,300	286,300	312,700	349,700	405,600	451,700
36	226,900	253,400	287,500	314,400	351,200	407,300	453,100
37	228,000	254,400	289,200	315,700	353,000	409,000	454,200
38	229,500	255,500	290,400	317,100	354,600	410,700	455,600
39	230,800	256,400	291,800	318,600	356,100	412,600	456,900
40	232,200	257,500	293,100	320,200	357,800	414,400	458,300
41	233,200	257,900	294,400	321,700	359,000	415,900	459,400
42	234,600	258,900	295,900	323,200	360,600	417,500	460,100
43	236,000	259,800	297,500	324,600	362,100	419,000	460,900
44	237,500	260,500	299,100	326,100	363,500	420,400	461,500
45	238,700	261,300	300,400	327,000	365,200	421,500	462,400
46	240,100	262,200	301,900	328,400	366,200	422,600	463,200
47	241,500	263,200	303,400	329,800	367,700	423,700	464,000
48	242,800	264,200	304,900	331,400	369,000	425,000	464,800
49	243,800	265,200	306,100	332,500	370,500	426,300	465,500
50	244,900	266,200	307,400	333,900	371,900	427,400	466,200
51	246,000	267,500	308,600	335,300	373,200	428,600	466,900
52	247,100	268,700	310,100	336,600	374,700	429,800	467,800
53	248,000	269,800	311,500	338,000	376,200	431,000	468,600
54	249,100	271,300	312,800	339,500	377,400	432,000	469,400
55	250,100	272,600	314,300	340,900	378,600	433,200	470,100
56	251,100	273,900	315,700	342,200	379,800	434,300	470,800
57	251,800	275,500	316,500	343,100	380,900	435,400	471,700
58	252,800	277,000	317,700	344,500	381,800	435,900	
59	253,500	278,400	319,000	345,700	382,900	436,500	
60	254,400	279,900	320,400	347,000	383,900	436,900	
61	255,200	281,300	321,500	348,200	384,500	437,600	
62	256,200	282,600	322,900	349,100	385,300	438,100	
63	257,000	284,100	324,200	350,300	386,200	438,500	
64	258,000	285,200	325,400	351,600	387,000	439,000	
65	259,000	286,600	326,800	352,800	387,700	439,600	
66	259,800	288,200	328,100	354,000	388,400	440,000	
67	260,900	289,700	329,400	355,200	389,200	440,300	
68	261,800	291,200	330,800	356,400	389,900	440,600	
69	262,700	292,400	331,500	357,400	390,600	441,000	
70	263,700	293,900	332,600	358,400	391,200	441,400	
71	264,600	295,400	333,700	359,500	391,900	441,800	
72	265,600	296,900	334,600	360,700	392,500	442,100	
73	267,100	297,900	336,000	361,500	393,200	442,500	
74	268,400	299,300	336,700	362,600	393,700	442,900	
75	269,500	300,500	337,800	363,700	394,300	443,200	
76	270,600	301,900	339,000	364,900	394,900	443,500	
77	271,700	303,300	340,200	365,600	395,300	443,900	
78	272,700	304,600	341,400	366,400	395,900	444,300	
79	273,900	305,900	342,500	367,200	396,400	444,600	
80	274,900	307,200	343,800	367,900	396,700	444,900	
81	275,900	307,700	344,900	368,500	397,000	445,300	
82	276,900	308,900	346,000	369,000	397,500	445,700	
83	278,000	310,100	347,000	369,700	397,900	446,100	
84	279,100	311,300	348,200	370,200	398,200	446,400	
85	280,000	312,400	349,100	370,800	398,500	446,800	
86	280,900	313,700	350,100	371,300	399,100	447,200	

87	282,000	314,900	351,000	371,900	399,600	447,500
88	283,100	316,000	352,100	372,400	400,000	447,800
89	284,000	317,300	353,100	372,800	400,300	448,200
90	284,900	318,600	353,900	373,200	400,700	448,600
91	285,700	319,800	354,700	373,900	401,200	448,900
92	286,700	321,000	355,500	374,400	401,600	449,200
93	287,600	321,800	356,100	374,700	402,000	449,600
94	288,700	322,600	356,800	375,200		450,000
95	289,600	323,300	357,500	375,600		450,400
96	290,600	323,900	358,100	375,900		450,700
97	291,200	324,600	358,500	376,500		451,100
98	292,000	324,900	358,900	377,000		
99	292,700	325,500	359,400	377,500		
100	293,600	326,200	359,800	378,100		
101	294,400	326,700	360,300	378,700		
102	295,200	327,300	360,800	379,200		
103	296,000	327,900	361,300	379,700		
104	296,900	328,500	361,700	380,100		
105	297,600	328,900	362,000	380,700		
106	298,100	329,400	362,500	381,200		
107	298,600	329,900	362,900	381,700		
108	299,100	330,400	363,200	382,300		
109	299,300	330,900	363,700	382,900		
110	299,600	331,300	364,200	383,300		
111	299,800	331,600	364,700	383,800		
112	300,200	331,900	365,300	384,300		
113	300,500	332,300	365,800	384,900		
114	300,700	332,700	366,300			
115	301,200	333,100	366,800			
116	301,500	333,400	367,200			
117	301,800	333,600	367,600			
118	302,100	333,900	368,000			
119	302,400	334,300	368,500			
120	302,800	334,500	369,000			
121	303,100	334,700	369,500			
122	303,500	335,100	370,000			
123	303,800	335,400	370,500			
124	304,200	335,700	371,000			
125	304,400	335,900	371,300			
126	304,600	336,200				
127	304,900	336,600				
128	305,400	336,800				
129	305,600	337,000				
130	305,900	337,200				
131	306,300	337,600				
132	306,700	337,800				
133	306,900	338,100				
134	307,200	338,500				
135	307,600	338,900				
136	307,900	339,400				
137	308,100	339,700				
138	308,400	340,100				
139	308,800	340,500				
140	309,100	340,900				
141	309,400	341,200				
142	309,800	341,600				
143	310,200	341,900				
144	310,500	342,300				
145	310,700	342,600				
146	310,900	343,000				

	147	311,200	343,400					
	148	311,600	343,900					
	149	311,800	344,200					
	150	312,000	344,600					
	151	312,300	345,000					
	152	312,600	345,400					
	153	313,000	345,700					
	154	313,200						
	155	313,400						
	156	313,800						
	157	314,100						
	158	314,400						
	159	314,700						
	160	315,000						
	161	315,400						
	162	315,700						
	163	316,000						
	164	316,300						
	165	316,700						
	166	317,000						
	167	317,300						
	168	317,600						
	169	318,100						
再任用 職員		240,700	261,500	268,900	279,300	296,000	334,000	379,500

備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他の職員で広域連合長が定めるものに適用する。

- 愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和２年広域連合条例第１号）の一部改正新旧対照表（第２条関係）

改正後	改正前
（休職者の報酬等） 第14条 給与条例第27条の規定は、月額により報酬額が定められた会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第１項中「給与」とあるのは「報酬月額に係る報酬及び期末手当」と、同条第２項中「休職の期間が満２年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当」とあるのは「休職の期間中、報酬月額に係る報酬及び期末手当」と、同条第３項中「休職の期間が満１年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当」とあるのは「休職の期間中、報酬月額に係る報酬及び期末手当」と、同条第４項中「給料、扶養手当、地域手当及び住居手当」とあるのは「報酬月額に係る報酬」と、同条第５項中「給与」とあるのは「報酬及び期末手当」とそれぞれ読み	（休職者の報酬等） 第14条 給与条例第28条の規定は、月額により報酬額が定められた会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第１項中「給与」とあるのは「報酬月額に係る報酬及び期末手当」と、同条第２項中「休職の期間が満２年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当」とあるのは「休職の期間中、報酬月額に係る報酬及び期末手当」と、同条第３項中「休職の期間が満１年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当」とあるのは「休職の期間中、報酬月額に係る報酬及び期末手当」と、同条第４項中「給料、扶養手当、地域手当及び住居手当」とあるのは「報酬月額に係る報酬」と、同条第５項中「給与」とあるのは「報酬及び期末手当」とそれぞれ読み

替えるものとする。

2 (略)

別表 (第3条関係)

基準報酬表

号給	行政職 報酬月額	医療職 報酬月額
1	153,700円	174,000円
2	158,300円	179,800円
3	162,700円	185,700円
4	168,000円	192,000円
5	173,900円	200,200円
6	179,500円	208,400円
7	189,600円	216,300円
8	196,300円	221,400円
9	203,300円	226,300円
10	209,100円	231,400円
11	214,300円	236,500円
12	219,400円	242,000円
13	224,500円	247,000円
14	228,700円	250,900円
15	231,700円	254,500円
16	234,700円	257,700円
17	237,500円	260,900円
18		264,000円
19		268,100円
20		272,600円

備考

- 1 行政職の報酬月額は、医療職の報酬月額の適用を受けない会計年度任用職員に適用する。
- 2 医療職の報酬月額は、保健師、看護師、准看護師その他の職員で広域連合長が定めるものとして採用された会計年度任用職員に適用する。

替えるものとする。

2 (略)

別表 (第3条関係)

基準報酬表

号給	行政職 報酬月額	医療職 報酬月額
1	149,600円	169,300円
2	154,200円	175,100円
3	158,600円	180,900円
4	163,900円	187,300円
5	169,900円	195,600円
6	175,800円	204,100円
7	186,600円	212,800円
8	193,200円	217,900円
9	200,200円	222,900円
10	206,000円	228,000円
11	211,300円	233,200円
12	216,400円	238,700円
13	221,500円	243,800円
14	225,900円	248,000円
15	229,200円	251,800円
16	232,200円	255,200円
17	235,600円	259,000円
18		262,700円
19		267,100円
20		271,700円

備考 (略)

- 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 (平成19年広域連合条例第14号) の一部改正新旧対照表 (第3条関係)

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法 (昭和25年法律第261号。以下「法」という。) 第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。 (減給の効果) 第3条 減給の期間は、1日以上6月以下とし、この期間においては、給料の額及びこれに対する地域手当の額の合計額 (法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、愛知県後期高齢者医療広域連合会計	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。 (減給の効果) 第3条 減給の期間は、1日以上6月以下とし、この期間においては、給料の額及びこれに対する地域手当の額の合計額 (法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、愛知県後期高齢者医療広域連合会計

年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和2年広域連合条例第1号)第5条 _____ に規定する報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。	年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 _____ (令和2年広域連合条例第1号)第7条第1項から第3項までに規定する報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。
--	---

後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

1 趣旨

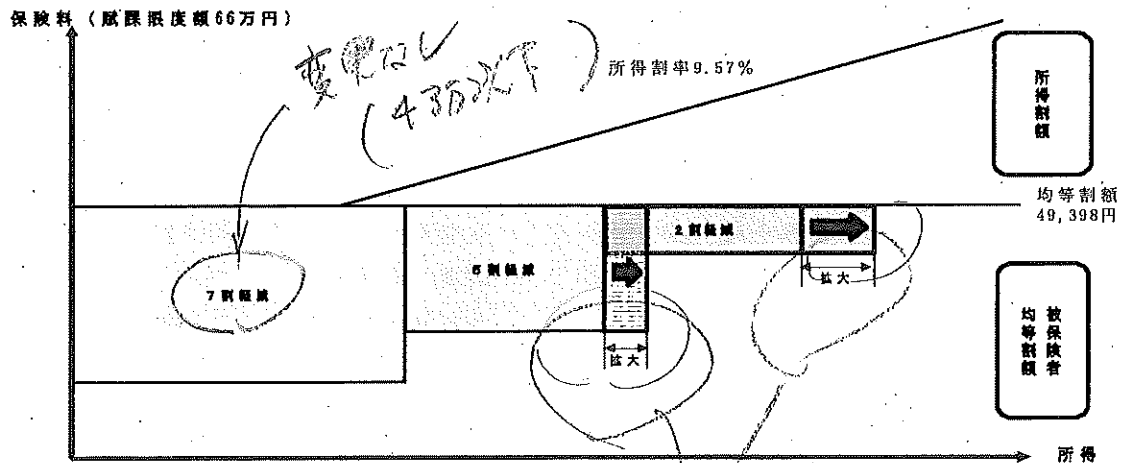
高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第10号）により、被保険者均等割額の5割軽減及び2割軽減の対象世帯が、生活水準が変わらなければ次年度においても引き続き当該軽減措置の対象となるように、消費者物価の伸びの見通し等を考慮した当該軽減措置の所得判定基準の改正が行われ、令和5年4月1日から施行されることに伴い、愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第31号）の一部改正を行うものである。

2 改正の概要

5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の改正

軽減措置	所得判定基準	
	現 行	改正後
5割軽減	43万円＋被保険者数×28.5万円 以下	43万円＋被保険者数×29万円 以下
2割軽減	43万円＋被保険者数×52万円 以下	43万円＋被保険者数×53.5万円 以下

【改正イメージ】



3 施行期日

令和5年4月1日

4 経過措置

令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(参考資料)

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第31号）の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
(所得の少ない者に係る保険料の減額) 第15条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。 (1) (略) (2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に29万 を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額 (3) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定	(所得の少ない者に係る保険料の減額) 第15条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。 (1) (略) (2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に28万5,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額 (3) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定

める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に53万5,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者(第16条第1項の規定により減額される被保険者を除く。)

当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

2・3 (略)

める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に52万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者(第16条第1項の規定により減額される被保険者を除く。)

当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

2・3 (略)

令和5年度当初予算について

第1 予算編成方針

本広域連合は独自の財源を持たず、保険料を含む構成市町村からの負担金、国や県からの支出金及び現役世代からの支援金である支払基金交付金などを財源として事業を行うものであり、常に計画的かつ効率的な財政運営を行っていく必要があります。

こうしたことから、後期高齢者医療制度における国の動向などを注視しながら、県や市町村との緊密な連携を図り、歳入については、国県支出金、市町村負担金、支払基金交付金等についての的確に見込むこと、歳出については、事業効果を的確に把握し、「最少の経費で最大の効果」を挙げることなどに留意して予算編成に当たっております。

第2 会計別予算額

1 一般会計

職員人件費を始めとする広域連合の管理運営に要する費用や資格管理、給付管理といった後期高齢者医療制度の管理運営費を歳出として計上し、その財源として市町村からの負担金や国の補助金等を歳入として計上しております。

令和5年度当初予算は、2,503,088千円、前年度当初予算（2,393,645千円）と比較して109,443千円（104.57%）の増加となっております。

2 後期高齢者医療特別会計

被保険者に対する保険給付費や保健事業等に要する費用を歳出として計上し、その財源として、市町村が被保険者から徴収する保険料を含む市町村負担金、国の負担金・補助金、県の負担金、現役世代からの支援分である支払基金交付金等を歳入として計上しております。

令和5年度当初予算は、946,653,018千円、前年度当初予算（915,326,479千円）と比較して31,326,539千円（103.42%）の増加となっております。

（当初予算の規模）

会 計 名	令和5年度当初（案）	令和4年度当初	前年度比
	千円	千円	%
一 般 会 計	2,503,088	2,393,645	104.57
後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	946,653,018	915,326,479	103.42
計	949,156,106	917,720,124	103.43

(参考) 当初予算における基礎数値

区分	令和5年度当初(案)	令和4年度当初	前年度比
被保険者数(4~3月の各月末平均)	1,082,277人	1,035,658人	104.50%
一人当たり医療給付費(3~2月診療分)	865,411円	866,634円	99.86%

第3 令和5年度一般会計当初予算の主な内容

【一般会計・歳入】

歳入の主なものは、市町村の事務費負担金である分担金及び負担金 2,254,925 千円、調整交付金等の国庫支出金 170,015 千円です。

款	令和5年度当初(案)		令和4年度当初		比較	前年度比	主なもの
	予算額	構成比	予算額	構成比			
	千円	%	千円	%	千円	%	
1 分担金及び負担金	2,254,925	90.09	1,412,484	59.01	842,441	159.64	市町村負担金
2 国庫支出金	170,015	6.79	904,449	37.79	△734,434	18.80	制度事業費補助金 調整交付金
3 寄附金	1	0.00	1	0.00	0	100.00	
4 繰入金	1	0.00	1	0.00	0	100.00	
5 繰越金	70,000	2.80	70,000	2.92	0	100.00	
6 諸収入	8,146	0.32	6,710	0.28	1,436	121.40	
合計	2,503,088	100.00	2,393,645	100.00	109,443	104.57	

1 分担金及び負担金

予算額は 2,254,925 千円で、全て構成市町村からの事務費負担金です。

前年度と比較して 842,441 千円の増となっており、その主な理由は、電算システムの更改に要する費用を賄うための事務費負担金の増によるものです。

2 国庫支出金

予算額は 170,015 千円で、後期高齢者医療制度事業費補助金、調整交付金等です。

前年度と比較して 734,434 千円の減となっており、その主な理由は、2 割負担の施行に伴う令和 4 年度限りの調整交付金の減によるものです。

3 寄附金

予算額は前年度と同額の 1 千円となっております。

4 繰入金

予算額は前年度と同額の 1 千円となっております。

5 繰越金

予算額は前年度と同額の 70,000 千円となっております。

6 諸収入

予算額は 8,146 千円で、預金利子その他の収入です。

前年度と比較して 1,436 千円の増となっており、その主な理由は、学術研究機関へのレセプト等データ提供に係る手数料の増によるものです。

【一般会計・歳出】

歳出の主なものは、一般管理事務費、電算システム維持管理費等の総務費 1,446,599 千円、給付管理費等の民生費 1,051,233 千円です。

款	令和 5 年度当初(案)		令和 4 年度当初		比 較	前年度 比	主なもの
	予算額	構成比	予算額	構成比			
	千円	%	千円	%	千円	%	
1 議会費	4,255	0.17	4,201	0.17	54	101.29	
2 総務費	1,446,599	57.79	1,201,039	50.18	245,560	120.45	一般管理事務費 電算システム維持管理費
3 民生費	1,051,233	42.00	1,187,404	49.61	△136,171	88.53	資格賦課管理費 給付管理費
4 公債費	1	0.00	1	0.00	0	100.00	
5 予備費	1,000	0.04	1,000	0.04	0	100.00	
合 計	2,503,088	100.00	2,393,645	100.00	109,443	104.57	

1 議会費

予算額は4,255千円で、主なものは、議員報酬、議会会場の借上料です。
前年度と比較し54千円の増となっております。

2 総務費

予算額は1,446,599千円で、主なものは、電算システム維持管理費における電算システム改修委託料（539,749 円）及び電算システム運用保守委託料（174,906千円）、一般管理事務費における派遣職員人件費負担金（308,749千円）です。

前年度と比較して245,560千円の増となっており、その理由は、電算システムの更改に要する費用の増によるものです。

3 民生費

予算額は1,051,233千円で、主なものは、給付管理費における支給決定通知書等に係る通信運搬費（319,688 千円）及びレセプト二次点検等を行う給付管理事務委託料（262,992 千円）、資格賦課管理における被保険者等作成業務委託料（112,741 千円）です。

前年度と比較して136,171千円の減となっており、その主な理由は、2割負担の施行に伴う費用（配慮措置に係る口座登録勸奨や被保険者証の送付に要した費用等）の減によるものです。

4 公債費

予算額は前年度と同額の1千円となっております。

5 予備費

予算額は前年度と同額の1,000千円となっております。

第4 令和5年度後期高齢者医療特別会計予算の内容

【特別会計・歳入】

歳入の主なものは、現役世代からの支援分である支払基金交付金（389,193,054千円）、国庫支出金（281,838,409千円）、市町村支出金（189,793,965千円）、県支出金（77,561,001千円）です。

款	令和5年度当初（案）		令和4年度当初		比 較	前年度 比	主なもの
	予算額	構成比	予算額	構成比			
	千円	%	千円	%	千円	%	
1 市町村支出金	189,793,965	20.05	180,901,033	19.76	8,892,932	104.92	保険料等負担金 療養給付費負担金
2 国庫支出金	281,838,409	29.77	271,042,958	29.61	10,795,451	103.98	療養給付費負担金 高額医療費負担金 調整交付金
3 県支出金	77,561,001	8.19	74,150,373	8.10	3,410,628	104.60	療養給付費負担金 高額医療費負担金
4 支払基金交付金	389,193,054	41.11	373,133,698	40.77	16,059,356	104.30	後期高齢者交付金
5 特別高額医療費共同事業交付金	572,356	0.06	475,378	0.05	96,978	120.40	
6 財産収入	500	0.00	0	0.00	500	0.00	
7 寄附金	1	0.00	1	0.00	0	100.00	
8 繰入金	1,265	0.00	1,664	0.00	△399	76.02	一般会計繰入金
9 繰越金	6,390,915	0.68	14,300,000	1.56	△7,909,085	44.69	
10 県財政安定化基金借入金	1	0.00	1	0.00	0	100.00	
11 諸収入	1,301,551	0.14	1,321,373	0.15	△19,822	98.50	第三者納付金
歳入合計	946,653,018	100.00	915,326,479	100.00	31,326,539	103.42	

1 市町村支出金

予算額は189,793,965千円で、市町村が被保険者から徴収した保険料等を広域連合に納付する保険料等負担金及び療養給付費等の法定負担金です。前年度と比較して8,892,932千円の増となっております。

2 国庫支出金

予算額は281,838,409千円で、療養給付費等の法定負担金、調整交付金等です。前年度と比較して10,795,451千円の増となっております。

3 県支出金

予算額は77,561,001千円で、療養給付費等の法定負担金及び高額医療費負担金です。前年度と比較し3,410,628千円の増となっております。

4 支払基金交付金

予算額は389,193,054千円で、現役世代からの支援分である後期高齢者交付金です。前年度と比較して16,059,356千円の増となっております。

5 特別高額医療費共同事業交付金

予算額は572,356千円で、国保中央会が実施する特別高額医療費共同事業（レセプト1件当たり400万円を超える医療費を全国の広域連合が共同で負担する仕組み）により、国保中央会から交付される交付金です。

前年度と比較し96,978千円の増となっております。

6 財産収入

予算額は500千円で、財政調整基金の運用による収入を計上しております。

7 寄附金

予算額は1千円としており、前年度と同額となっております。

8 繰入金

予算額は1,265千円で、還付加算金等を一般会計から繰り入れるものです。前年度と比較し399千円の減となっております。

9 繰越金

予算額は6,390,915千円で、令和4年度決算剰余金見込を計上するものです。

前年度と比較して 7,909,085 千円の減となっております。

10 県財政安定化基金借入金

予算額は 1 千円としており、前年度と同額となっております。

11 諸収入

予算額は 1,301,551 千円で、主なものは、傷病の理由が交通事故等第三者行為による第三者からの納付金です。

前年度と比較して 19,822 千円の減となっております。

【特別会計・歳出】

歳出の主なものは、保険給付費（941,268,098 千円）です。

款	令和 5 年度当初(案)		令和 4 年度当初		比 較	前年度 比	主なもの
	予算額	構成比	予算額	構成比			
	千円	%	千円	%	千円	%	
1 保険給付費	941,268,098	99.43	901,977,235	98.54	39,290,863	104.36	療養給付費 高額療養費
2 県財政安定化基金拠出金	19,836	0.00	19,836	0.00	0	100.00	
3 特別高額医療費共同事業拠出金	574,022	0.06	476,820	0.05	97,202	120.39	
4 保健事業費	4,613,972	0.49	4,495,856	0.49	118,116	102.63	健康診査費 保健・介護予防 一体的実施
5 基金積立金	500	0.00	1,800,000	0.20	△1,799,500	0.03	
6 公債費	25,787	0.00	24,615	0.00	1,172	104.76	一時借入金利子
7 諸支出金	150,802	0.02	141,202	0.02	9,600	106.80	保険料還付金
8 予備費	1	0.00	6,390,915	0.70	△6,390,914	0.00	
歳出合計	946,653,018	100.00	915,326,479	100.00	31,326,539	103.42	

1 保険給付費

予算額は 941,268,098 千円で、主なものは、療養給付費及び高額療養費です。

前年度と比較して 39,290,863 千円の増となっており、その主な理由は、被保険者数の増加によるためです。

(保険給付費の内訳)

区 分	令和 5 年度当初(案)	令和 4 年度当初	前年度比
	千円	千円	%
療 養 給 付 費	859,926,746	833,587,828	103.16
訪 問 看 護 療 養 費	21,533,101	18,018,935	119.50
特 別 療 養 費	1	1	100.00
移 送 費	100	200	50.00
高 額 療 養 費	53,675,927	44,579,350	120.41
高額介護合算療養費	1,478,616	1,349,750	109.55
審 査 支 払 手 数 料	1,663,398	1,580,634	105.24
葬 祭 費	2,986,800	2,858,400	104.49
傷 病 手 当 金	3,409	2,137	159.52
合 計	941,268,098	901,977,235	104.36

2 県財政安定化基金拠出金

予算額は 19,836 千円で、県が設置する財政安定化基金へ拠出するものです。
前年度と同額となっております。

3 特別高額医療費共同事業拠出金

予算額は 574,022 千円で、国保中央会が実施する特別高額医療費共同事業の実施に必要な額を国保中央会に拠出するものです。

前年度と比較し 97,202 千円の増となっております。

4 保健事業費

予算額は 4,613,972 千円で、健康診査事業及び高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を市町村に委託するものです。

前年度と比較し 118,116 千円の増となっております。

5 基金積立金

予算額は 500 千円で、財政調整基金の運用収益を基金に積み立てるものです。

6 公債費

予算額は 25,787 千円で、一時借入金に対する利子です。
前年度と比較して 1,172 千円の増となっております。

7 諸支出金

予算額は 150,802 千円で、主なものは、保険料還付金及び還付加算金です。
前年度と比較し 9,600 千円の増となっております。

8 予備費

令和 5 年度は財政運営期間の終了年度のため、予備費は見込まないこととしております（科目設定のため 1 千円を計上）。

広域連合は、2 年間の財政運営期間を通じて収支の均衡を図ることとされており、財政運営期間の初年度である令和 4 年度予算においては、令和 3 年度剰余金のうち、令和 5 年度の財源とする額を予備費として計上しておく必要があるが、財政運営期間の終了年度である令和 5 年度予算においては、予備費を計上する必要はない。

【参考】令和5年度当初予算における主な事業等

(注) [] は財源、() は令和4年度当初予算

<一般会計・電算システム維持管理費>

1 後期高齢者医療標準システムの更改関連【新規】 758,955 千円〔一般財源〕

国保中央会の後期高齢者医療標準システムの更改及びクラウド化が令和6年4月までに行われることに伴い、本広域連合における電算処理システム機器の更改及び外付けシステムの改修等を行う。

(内訳)

・標準システムの更改・クラウド化に伴う外付けシステムの改修	401,573 千円
・標準システムの更改・クラウド化及び機器更改に伴う環境整備	130,947 千円
・標準システム電算処理システム機器賃借料 (新規調達分)	47,835 千円
・クラウドサーバーの使用料	121,219 千円
・クラウド化に伴うソフトウェアライセンス使用料	35,007 千円
・クラウドサーバー (ネットワーク) 接続料	12,836 千円
・クラウドサーバー集約機関運営費用	9,538 千円

(注) 現時点では国庫補助対象事業が不明確のため、当初予算における財源は全て一般財源で計上

<一般会計・資格賦課管理費>

2 コールセンター運營業務委託 20,867 千円〔一般財源〕

(57,946 千円〔国庫補助 25,735・インセンティブ 交付金 25,737・広域連合 6,474〕)

被保険者の利便性の向上並びに市町村及び広域連合の負担軽減を図るため、コールセンターを「あいち後期高齢者医療コールセンター」に一本化し、常設のコールセンターとして設置する。

区 分		令和4年度	令和5年度
あいち後期高齢者医療コールセンター ・当初予算額の()は、2割負担施行に係る増額分	当初予算額	51,472 千円 (25,735 千円)	20,867 千円 (0 千円)
	設置期間	7～12 月	通年
後期高齢医療費通知コールセンター	当初予算額	給付管理費 6,474 千円	(上記に統合)
	設置期間	6～7 月、10～12 月、2～3 月	

<一般会計・啓発費>

3 広域連合ホームページ再構築業務 8,712 千円〔インセンティブ 交付金〕

(8,712 千円〔インセンティブ 交付金〕→皆減予定)

ホームページの内容の充実、利用者の利便性の向上のため、CMS方式を採用したホームページの再構築に向けて、プロポーザル方式により業者選定し業務委託する。

・事業実施時期の見直し(令和4年度→令和5年度)により、令和4年度事業費は皆減(補正予算)

<一般会計・給付管理費>

4 高額療養費助奨状等郵送料 155,216 千円〔一般財源〕
(62,575 千円〔一般財源〕)

令和4年10月から施行された窓口負担割合の見直しによる2割負担の被保険者に対する配慮措置の実施に伴い、高額療養費助奨状及び支給決定通知の発送件数の増加が見込まれる。

・高額療養費助奨状郵送料	5,090 千円	→	6,440 千円
・支給決定通知郵送料	57,485 千円	→	148,776 千円

<一般会計・給付管理費>

5 データヘルス計画策定業務委託料【新規】 18,700 千円〔インセンティブ 交付金〕

現行の第2期データヘルス計画（計画期間：令和元年度～令和5年度）の計画期間の満了により、令和5年度中に第3期データヘルス計画（計画期間：令和6年度～令和10年度（予定））を策定する必要がある、当該業務を効果的・効率的に進めるため、策定に関する業務の一部を委託する。

<一般会計・一般管理事務費>

6 特別対策補助金 56,272 千円〔国庫補助（一部インセンティブ 交付金）〕
(484,152 千円〔国庫補助（一部インセンティブ 交付金）〕)

市町村が実施する長寿・健康増進事業、高齢者の低栄養防止・重症化予防の推進事業等に対して、補助金を交付する。（補助率 10/10）

（内訳）

・長寿・健康増進事業

健康教育・健康相談等	10,000 千円	→	8,000 千円〔国庫補助〕
健診未受診者への受診助奨〔新規〕	0 千円	→	42,372 千円〔国庫補助〕
・低栄養防止・重症化予防推進事業	30,000 千円	→	900 千円〔国庫補助 2/3・インセンティブ 1/3〕
・マイナンバーカード取得促進事業	3,600 千円	→	5,000 千円〔国庫補助〕
（2割負担施行に伴う市町村事務費	440,552 千円	→	0 千円〔国庫補助〕

<一般会計・給付管理費>

7 歯科健康診査補助事業 44,560 千円〔国庫補助 1/2・インセンティブ 交付金 1/2〕
(18,954 千円〔国庫補助〕)

市町村が被保険者の口腔機能低下の予防、肺炎等の疾病予防等のために実施する歯科健康診査事業に対して、補助金を交付する。（補助率 2/3）

- ・補助率の引上げを行う 令和4年度：1/3 → 令和5年度：2/3
- ・補助予定市町村数 40 市町村（39 市町村）

＜特別会計・健康診査事業＞

8 健康診査事業

4,056,272 千円〔国庫補助 1/3・一般財源 2/3(一部インセンティブ 交付金充当)〕
(3,808,136 千円〔国庫補助 1/3・一般財源 2/3〕)

被保険者の疾病予防・重症化予防及び心身機能の低下の防止のため、健康診査の実施を
県内全市町村に委託する。

(令和5年度における変更)

○委託料の対象となる検査項目の拡充(広域連合独自)

・血清クレアチニン検査の対象拡大 20,692 千円(拡大部分)〔インセンティブ 交付金〕

(現 行) 詳細項目として実施した場合のみ(国庫補助対象)。

(変更後) 任意の基本項目として実施した場合も対象とする

・血清アルブミン検査の追加 17,871 千円〔インセンティブ 交付金〕

(現 行) 委託料の対象外

(変更後) 任意の検査項目として委託料の対象に追加する。

＜特別会計・保健介護一体事業＞

9 高齢者の保健事業と介護予防との一体的な実施

557,700 千円〔国庫補助 2/3・一般財源 1/3〕

(687,720 千円〔国庫補助 2/3・一般財源 1/3〕)

後期高齢者に対する保健事業について、市町村の実施する国民健康保険保健事業や介護
保険制度の地域支援事業(介護予防)の取組との一体的な実施を市町村に委託する。

(取組内容) 市町村に医療専門職(保健師等)を配置し、レセプト・健診データ等を活用した地域の
健康課題の分析・把握に基づくハイリスクアプローチや、通いの場を活用したポピュレーション
アプローチを実施する。

・実施予定市町村数 41 市町村(33 市町村)

＜一般会計・給付管理費＞

10 協定保養所利用助成事業 4,000 千円〔インセンティブ 交付金〕

(4,000 千円〔インセンティブ 交付金〕)

被保険者の健康の保持・増進を図るため、被保険者が協定保養所(5施設)に宿泊した
際に1泊当たり1,000円を助成する(1年度につき4回まで)。

